

○立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会運営規則

平成27年4月1日規則第29号

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会運営規則

(目的)

**第1条** この規則は、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例（平成17年立川市条例第33号）第10条の規定に基づき、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員の責務)

**第2条** 委員は、公正かつ適正に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 委員は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と個別に対応するなどの接触をしてはならない。

(会議の公開)

**第3条** 審査会は、公開とする。

2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

(庶務)

**第4条** 審査会の庶務は、総合政策部行政経営課において処理する。

(委任)

**第5条** この規則の施行に係る審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。